

大規模災害等発生時における浄化槽の応急・復旧支援活動に関する協定書

徳島県（以下「甲」という。）、公益社団法人徳島県環境技術センター（以下「乙」という。）、浄化槽関係団体（一般社団法人徳島県環境保全協会、徳島県環境整備事業協同組合及び徳島県市町村設置型浄化槽整備特別目的会社）（以下「丙」という。）並びに徳島県市長会及び徳島県町村会（以下「丁」という。）は、徳島県内で大規模災害等が発生し、浄化槽に不具合が生じ、甲が周辺環境又は県民生活に重大な影響を及ぼすおそれがあると確認したときの浄化槽の応急・復旧支援に関して、次のとおり協定を締結する。

（定義）

- 第1条 この協定において「大規模災害等」とは、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害及び甲が応急・復旧支援が必要と認める事故等をいう。
- 2 この協定において「応急支援」とは、被災市町村が設置する避難所又は県や市町村が定める防災拠点（以下「避難所等」という。）及び前項で規定した事故等発生箇所周辺で実施するし尿及び浄化槽汚泥（以下「し尿等」という。）への処置に関する活動をいう。
- 3 この協定において「復旧支援」とは、被災浄化槽の所期の性能の回復に必要な改修又は更新の支援に関する活動をいう。

（支援の要請）

- 第2条 甲は、大規模災害等発生市町村から応急・復旧支援の要請（以下、「支援要請」という。）があったとき又は甲が必要があると認めるときは、乙及び丙に対して支援要請をするものとする。
- 2 甲は、支援要請をするときは、次に掲げる事項を文書により通知するものとする。ただし、緊急の場合には、口頭により通知し、後日、速やかに文書で通知するものとする。
- （1）市町村名
 - （2）支援要請の内容
 - （3）その他必要な事項
- 3 丁は、前項の支援要請の手続が円滑に進むよう、甲に協力するものとする。

（支援要請の内容）

- 第3条 甲が応急支援を要請する内容は、次に掲げるものとする。
- （1）避難所等の浄化槽の点検及び応急復旧
 - （2）避難所等に、乙及び丙の会員企業が保有している仮設トイレの提供、設置
 - （3）避難所等から発生するし尿等の収集・運搬
 - （4）事故等が発生した浄化槽に係る応急措置やし尿等の収集運搬等
 - （5）その他前各号に伴う必要な事業

- 2 甲が復旧支援を要請する内容は、次に掲げるものとする。
- (1) 被災浄化槽に関する相談窓口の設置
 - (2) 被災浄化槽の被害状況調査
 - (3) 被災浄化槽の復旧工事に関する相談
 - (4) 被災浄化槽の復旧工事関係書類作成及び補助金申請支援
 - (5) その他前各号に伴う必要な事業

(要請に対する協力)

第4条 乙及び丙は、甲から前条の規定による要請を受けたときは、可能な限り協力するものとする。

(連絡調整等)

第5条 甲及び丙は、乙を窓口として応急・復旧支援活動に関する連絡調整を行うものとし、具体的な連絡体制については、行政機関及び浄化槽に係る民間事業者で構成する「とくしま浄化槽連絡協議会（令和2年設立）」において別途定めるものとする。

2 丁は、応急・復旧支援活動が円滑に進むよう、甲に必要な情報を提供するものとする。

(実施報告)

第6条 乙及び丙は、応急・復旧支援活動を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 支援活動内容
- (3) 実施期間
- (4) その他必要な事項

(費用負担)

第7条 第3条に規定する支援に要する費用のうち、第3条第1項各号については、支援を受ける市町村等（以下「受援市町村等」という。）が負担するものとし、その負担額は、乙及び丙と受援市町村等とが協議の上、決定するものとする。

2 第3条第2項各号の費用は、乙及び丙が負担することを基本とし、その費用が相当額になるときは、その負担額について、乙及び丙と受援市町村等とが協議の上、決定するものとする。

(連携強化等)

第8条 甲、乙、丙及び丁は、連携強化を図るため、定期的に訓練を行うものとする。

(労働災害補償)

第9条 乙及び丙は、業務従事者の労働災害補償のため、労働者災害補償保険法の適用を受けられるよう必要な措置を講ずるものとする。

(機密保持)

第10条 甲、乙、丙及び丁は、この協定による業務に関して知り得た個人情報のみだりに他人に知らせ、又はこの協定による業務遂行以外の目的に使用してはならない。この協定の期間が終了した後においても同様とする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙、丙及び丁で協議の上、定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、協定締結の日からその効力を生じるものとし、甲、乙、丙又は丁が書面により終了の意思を通知しない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため本書7通を作成し、甲、乙、丙及び丁が署名の上、各自その1通を保有するものとする。

令和6年8月26日

甲 徳島県
徳島県知事 後藤田 正純

乙 徳島県徳島市新蔵町三丁目80番地
公益社団法人徳島県環境技術センター
会 長 田村 茂人

丙 徳島県美馬市脇町字拝原2759-1
一般社団法人徳島県環境保全協会
会 長 岩本 武司

徳島県徳島市応神町東貞方字西川淵87-2
徳島県環境整備事業協同組合
理事長 中川 幸彦

徳島県三好市池田町ハヤシ1035-1
徳島県市町村設置型浄化槽整備特別目的会社
代表 株式会社三好浄化槽ネットワーク

代表取締役 田原 典郎

丁 徳島県徳島市幸町2丁目5
徳島県市長会

会長 遠藤 彰良

徳島県徳島市幸町3丁目55
徳島県町村会

会長 玉井 孝治